

令和3年 1月15日

町内小中学校保護者 様

武豊町教育委員会教育長
加 藤 雅 也

緊急事態宣言措置を受けた今後の学校運営について（お知らせ）

日頃は本町の教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、1月13日に愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられました。それに伴い、国や県の通知をもとに、緊急事態宣言中の学校運営について下記のように対応いたします。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

警戒度をこれまでより高めて、感染症対策をさらに徹底した上で学校教育活動を継続していきます。

2 登校の判断について

- (1) お子様や同居のご家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、お子様の登校を差し控えてください。
 - (2) お子様は濃厚接触者でなくても、同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、お子様の登校を差し控えてください。
- ※ (1)(2)とも、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

3 今後の学習活動について

長時間、近距離で対面形式となるような学習は行いません。

4 その他

- ・中止や延期が難しい行事については、感染症対策を十分に講じた上で、短時間で終了できるように内容を工夫して実施する場合があります。
- ・部活動については、活動内容を工夫して実施いたします。ただし、対外的な試合は行いません。
- ・お子様を含めたご家族の皆様の不要不急の外出は控えるようにご配慮ください。

連絡先：武豊町教育委員会 指導主事 岩田 圭司
TEL：0569-72-1111

